



令和2年3月30日

株式会社ファミリーマート及び山崎製パン株式会社に対する
景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」といいます。）及び山崎製パン株式会社（以下「山崎製パン」といいます。）に対し、両社が供給する「バター香るもっちりとした食パン」と称する食パンに係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局北海道事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、それぞれ、措置命令（別添1及び別添2参照）を行いました。

第1 違反行為者の概要

1 ファミリーマート

名 称 株式会社ファミリーマート（法人番号 2013301010706）
所 在 地 東京都港区芝浦三丁目1番21号
代 表 者 代表取締役 澤田 貴司
設立年月 昭和23年8月^注
資 本 金 166億5880万6706円（令和2年3月現在）

2 山崎製パン

名 称 山崎製パン株式会社（法人番号 4010001008806）
所 在 地 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
代 表 者 代表取締役 飯島 延浩
設立年月 昭和23年6月
資 本 金 110億1414万3000円（令和2年3月現在）

第2 措置命令の概要

1 対象商品

ファミリーマートが北海道内において運営する「ファミリーマート」と称

注 ファミリーマートは、令和元年9月1日、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社と株式会社ファミリーマートが合併し、存続会社であるユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社が、同日付けで、現商号に商号変更したものである。

するコンビニエンスストア又はファミリーマートとフランチャイズ契約を締結する事業者が北海道内において経営する「ファミリーマート」と称するコンビニエンスストアにおいて供給する「バター香るもちりとした食パン」と称する3枚切りの食パン、5枚切りの食パン及び6枚切りの食パンの各商品（山崎製パンにおいて製造したもの。以下これらを併せて「本件3商品」という。）

2 対象表示

(1) 表示の概要

ア 表示媒体

容器包装

イ 表示期間

平成30年11月18日から令和元年10月17日までの間

ウ 表示内容（別紙1ないし別紙3）

「バター香るもちりとした食パン」と表示するとともに、原材料名欄に「バター」及び「もち米粉」と表示することにより、あたかも、本件3商品には、原材料にバター及びもち米粉を使用しているかのように示す表示をしていた。

(2) 実際

本件3商品には、原材料にバター及びもち米粉を使用していなかった。

3 命令の概要

(1) 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

(2) 今後、同様の表示を行わないこと。

4 その他

ファミリーマート及び山崎製パンは、本件3商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示であった旨を日刊新聞紙3紙に掲載した。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課食品表示対策室

電 話 03 (3507) 9122

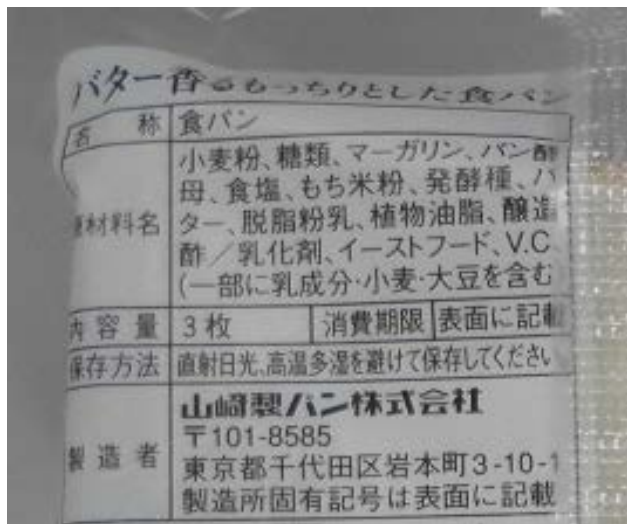
ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局北海道事務所取引課

電話（代表） 011 (231) 6300

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/

「バター香るもちりとした食パン」と称する3枚切りの食パン



「バター香るもちりとした食パン」と称する5枚切りの食パン



バター香るもちりとした食パン			
名 称	食パン		
原材料名	小麦粉、糖類、マーガリン、パン酵母、食塩、もち米粉、発酵種、バター、脱脂粉乳、植物油、醸造酢／乳化剤、イーストフード、V.C、(一部に乳成分・小麦・大豆を含む)		
内 容 量	5 枚	消費期限	表面に記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください。		
製 造 者	山崎製パン株式会社 〒101-8585 東京都千代田区岩本町3-10-1 製造所固有記号は表面に記載		

栄養
熱
た
脂
炭
食
こ
《開封
・開封
お早
・開封

「バター香るもちりとした食パン」と称する6枚切りの食パン



バター香るもちりとした食パン

名 称	食パン		栄
原材料名	小麦粉、糖類、マーガリン、パン酵母、食塩、もち米粉、発酵種、バター、脱脂粉乳、植物油脂、醸造酢／乳化剤、イーストフード、V.C、(一部に乳成分・小麦・大豆を含む)		熱 た 脂 炭 食
内 容 量	6 枚	消費期限	こ
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください。		〈開封
製 造 者	山崎製パン株式会社 〒101-8585 東京都千代田区岩本町3-10-1		・開封 お早 ・開封

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 （省略）

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （省略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （省略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

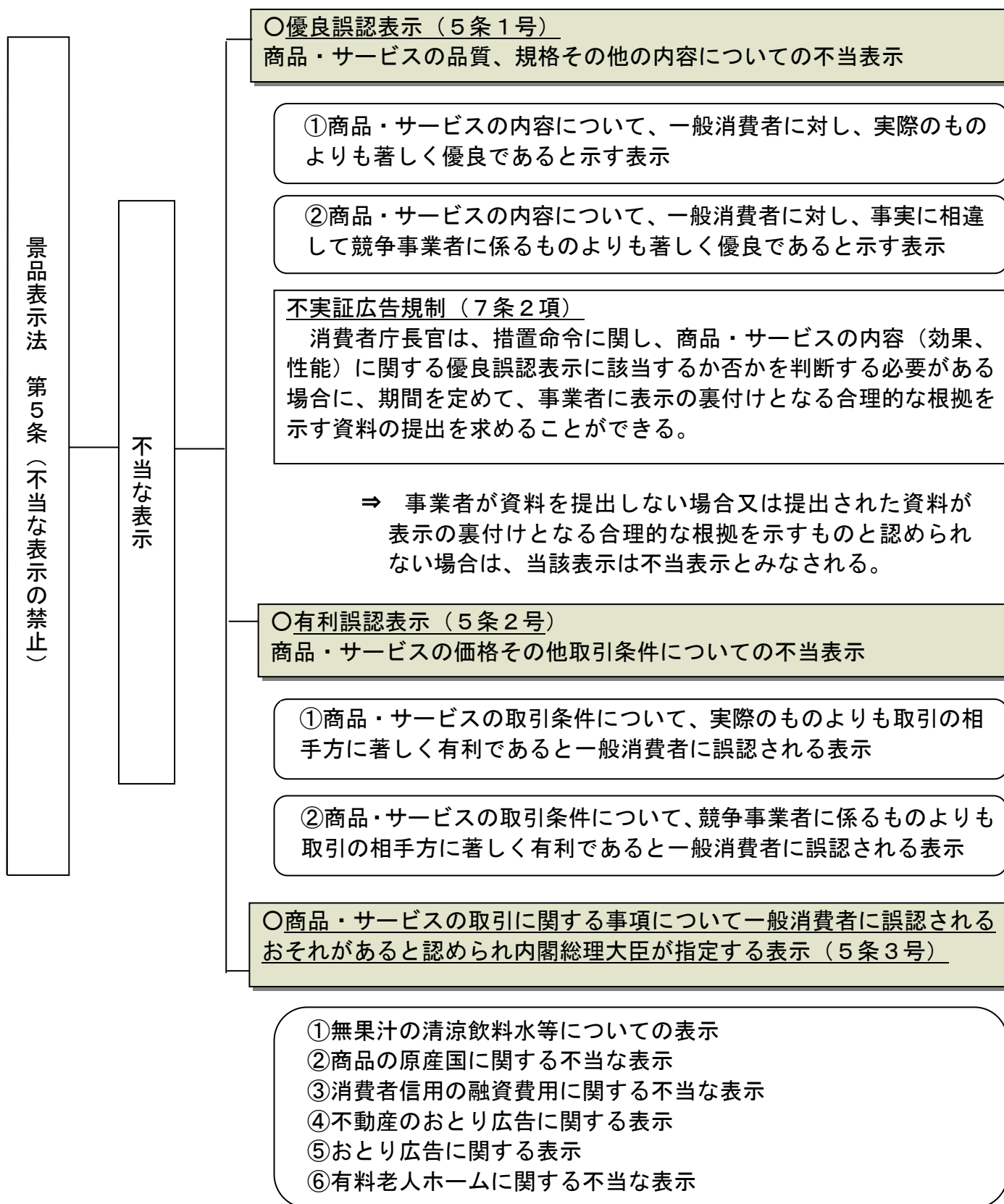
第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。

ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第576号
令和2年3月30日

株式会社ファミリーマート
代表取締役 澤田 貴司 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が北海道内において運営する「ファミリーマート」と称するコンビニエンスストア（以下「本件直営店舗」という。）又は貴社とフランチャイズ契約を締結する事業者（以下「加盟者」という。）が北海道内において経営する「ファミリーマート」と称するコンビニエンスストア（以下「本件フランチャイズ店舗」という。）において供給する「バター香るもっちりとした食パン」と称する3枚切りの食パン、5枚切りの食パン及び6枚切りの食パンの各商品（以下これらを併せて「本件3商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、本件3商品の取引に関し貴社が行った後記アの表示は、後記イのとおりであって、それぞれ、本件3商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであることから、これらの表示は、それぞれ、本件3商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を確認するとともに、今後、本件3商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、後記ア及びイの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

ア 本件3商品を一般消費者に供給するに当たり、平成30年11月18日から令和元年10月17日までの間、本件3商品の容器包装において、「バター香るもっちりとした食パン」と表示するとともに、原材料名欄に「バター」及び「もち米粉」と表示することにより、あたかも、本件3商品には、原材料にバター及びもち米粉を使用しているかのように示す表示

イ 実際には、本件3商品には、原材料にバター及びもち米粉を使用していなかった。

- (2) 貴社は、今後、本件3商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (3) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」という。）は、東京都港区芝浦三丁目1番21号に本店を置き、「ファミリーマート」と称するコンビニエンスストアを運営するほか、「ファミリーマート」という統一的な商標等の下に、加盟者に対し、特定の商標等を使用する権利を与えるとともに、加盟者によるコンビニエンスストアの経営について、統一的な方法により、統制、指導及び援助を行い、これらの対価として加盟者から金銭を収受する事業等を営む事業者である。ファミリーマートは、令和元年9月1日、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社と株式会社ファミリーマートが合併し、存続会社であるユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社が、同日付けで、現商号に商号変更したものである。
- (2) 山崎製パン株式会社（以下「山崎製パン」という。）は、東京都千代田区岩本町三丁目10番1号に本店を置き、パン等食品の製造販売業等を営む事業者である。
- (3) ファミリーマートは、山崎製パンに委託して製造させた本件3商品を、同社から供給を受け、本件直営店舗又は本件フランチャイズ店舗において、一般消費者に供給している。
- (4) ファミリーマート（令和元年8月31日以前にあっては、合併前の株式会社ファミリーマート。以下同じ。）は、本件3商品に係る容器包装の表示内容について、山崎製パンから提案を受けて同社と協議を行うなど、同社と共同して決定している。
- (5)ア ファミリーマートは、本件3商品を一般消費者に供給するに当たり、平成30年1月18日から令和元年10月17日までの間、本件3商品の容器包装において、「バター香るもちりとした食パン」と表示するとともに、原材料名欄に「バター」及び「もち米粉」と表示することにより、あたかも、本件3商品には、原材料にバター及びもち米粉を使用しているかのように示す表示をしていた。
イ 実際には、本件3商品には、原材料にバター及びもち米粉を使用していなかった。
- (6) ファミリーマートは、令和元年12月6日、前記(5)アの表示は、それぞれ、本件3商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示であった旨を日刊新聞紙3紙に掲載した。

3 法令の適用

前記事実によれば、ファミリーマートは、自己の供給する本件3商品の取引に関し、そ

れぞれ、本件3商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法令に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消表対第577号

令和2年3月30日

山崎製パン株式会社

代表取締役 飯島 延浩 殿

消費者庁長官 伊藤 明子

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、北海道内に所在する「ファミリーマート」と称するコンビニエンスストアを通じて供給する「バター香るもちりとした食パン」と称する3枚切りの食パン、5枚切りの食パン及び6枚切りの食パンの各商品（以下これらを併せて「本件3商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、本件3商品の取引に関し貴社が行った後記アの表示は、後記イのとおりであって、それぞれ、本件3商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであることから、これらの表示は、それぞれ、本件3商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を確認するとともに、今後、本件3商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、後記ア及びイの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

ア 本件3商品を一般消費者に供給するに当たり、平成30年11月18日から令和元年10月17日までの間、本件3商品の容器包装において、「バター香るもちりとした食パン」と表示するとともに、原材料名欄に「バター」及び「もち米粉」と表示することにより、あたかも、本件3商品には、原材料にバター及びもち米粉を使用しているかのように示す表示

イ 実際には、本件3商品には、原材料にバター及びもち米粉を使用していなかった。

- (2) 貴社は、今後、本件3商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア及びイの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

- (3) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 山崎製パン株式会社（以下「山崎製パン」という。）は、東京都千代田区岩本町三丁目10番1号に本店を置き、パン等食品の製造販売業等を営む事業者である。
- (2) 株式会社ファミリーマート（以下「ファミリーマート」という。）は、東京都港区芝浦三丁目1番21号に本店を置き、「ファミリーマート」と称するコンビニエンスストアを運営するほか、「ファミリーマート」という統一的な商標等の下に、同社とフランチャイズ契約を締結する事業者（以下「加盟者」という。）に対し、特定の商標等を使用する権利を与えるとともに、加盟者によるコンビニエンスストアの経営について、統一的な方法により、統制、指導及び援助を行い、これらの対価として加盟者から金銭を収受する事業等を営む事業者である。ファミリーマートは、令和元年9月1日、ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社と株式会社ファミリーマートが合併し、存続会社であるユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社が、同日付けで、現商号に商号変更したものである。
- (3) 山崎製パンは、ファミリーマートから委託を受けて製造した本件3商品を、北海道内に所在する「ファミリーマート」と称するコンビニエンスストアを通じて、一般消費者に供給している。
- (4) 山崎製パンは、本件3商品に係る容器包装の表示内容について、案を作成し、ファミリーマート（令和元年8月31日以前にあっては、合併前の株式会社ファミリーマート）に提案して同社と協議を行うなど、同社と共同して決定している。
- (5)ア 山崎製パンは、本件3商品を一般消費者に供給するに当たり、平成30年11月18日から令和元年10月17日までの間、本件3商品の容器包装において、「バター香るもちりとした食パン」と表示するとともに、原材料名欄に「バター」及び「もち米粉」と表示することにより、あたかも、本件3商品には、原材料にバター及びもち米粉を使用しているかのように示す表示をしていた。
- イ 実際には、本件3商品には、原材料にバター及びもち米粉を使用していなかった。
- (6) 山崎製パンは、令和元年12月6日、前記(5)アの表示は、それぞれ、本件3商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示であった旨を日刊新聞紙3紙に掲載した。

3 法令の適用

前記事実によれば、山崎製パンは、自己の供給する本件3商品の取引に関し、それぞれ、本件3商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害す

るおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法令に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。